

○船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例

平成20年3月31日
条例第14号

改正 平成21年3月31日条例第12号
平成23年3月31日条例第8号
平成24年12月28日条例第72号
平成26年3月28日条例第1号
平成30年3月30日条例第28号
平成31年3月29日条例第1号
平成31年3月29日条例第14号

船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例

船橋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年船橋市条例第6号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 廃棄物の減量及び資源化（第8条—第11条）
- 第3章 廃棄物の適正処理（第12条—第24条）
- 第4章 事業用の建築物等における廃棄物の減量、資源化及び適正処理（第25条—第30条）
- 第5章 市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等（第31条—第35条）
- 第6章 市が設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の資格（第36条）
- 第7章 廃棄物減量等推進審議会等（第37条・第38条）
- 第8章 手数料等（第39条—第41条）
- 第9章 雑則（第42条—第44条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再生利用を促進すること等による廃棄物の減量、資源化及び適正な処理を図るために必要な事項を定めることにより、循環型社会の構築、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって良好な都市環境の形成に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭系廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物及び規則で定める有価物をいう。
- (2) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (3) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (4) 資源化 再使用、再生利用及び熱回収をいう。

（市の責務）

第3条 市は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の発生を抑制し、再生利用を促進すること等

による廃棄物の減量及び資源化を推進するとともに、適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 市は、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。
- 3 市は、一般廃棄物の減量及び資源化に関する市民の自主的な活動を促進するよう努めなければならない。
- 4 市は、廃棄物の減量、資源化及び適正な処理に関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、一般廃棄物の発生を抑制し、その分別排出を徹底するとともに、再生品の使用及び不用品の活用を図ること等により、自ら一般廃棄物の減量及び資源化（熱回収を除く。）に努めなければならない。

- 2 市民は、一般廃棄物の減量、資源化及び適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

- 2 事業者は、事業系廃棄物の発生を抑制し、再生利用を促進すること等による廃棄物の減量及び資源化に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合において、適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 3 事業者は、一般廃棄物の減量、資源化及び適正な処理の確保に関し市の施策に協力しなければならない。

(相互協力)

第6条 市、市民及び事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再生利用を促進すること等による廃棄物の減量、資源化及び適正な処理に関し、相互に協力し、及び連携しなければならない。

- 2 市は、廃棄物の発生を抑制し、再生利用を促進すること等による廃棄物の減量、資源化及び適正な処理に関する施策を実施するに当たっては、必要に応じて、他の地方公共団体、関係機関等に協力を求め、又はこれらのものと連携を図るものとする。

(計画の告示)

第7条 市長は、法第6条第1項の一般廃棄物の処理に関する計画を定めたときは、告示するものとする。

- 2 市長は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）第8条第1項の容器包装廃棄物の分別収集に関する計画を定めたときは、告示するものとする。
- 3 前2項の規定により告示した計画を変更したときは、その都度告示するものとする。

第2章 廃棄物の減量及び資源化

(市が行う廃棄物の減量及び資源化)

第8条 市は、資源化をすることができる物（以下「資源物」という。）の分別収集及び一般廃棄物処理施設における資源物の回収を積極的に行うこと等により、一般廃棄物の減量及び資源化に努めなければならない。

- 2 市は、廃棄物の発生を抑制し、物品の調達に際して再生品を使用すること等により、自ら廃棄物の減量及び資源化に努めなければならない。

(資源回収業者等への協力要請及び支援)

第9条 市は、資源化を促進するため、資源回収等を業とする者に必要な協力を求めるとともに、その者を支援するよう努めるものとする。

(市民が行う廃棄物の減量及び資源化)

第10条 市民は、資源物の分別を行うとともに、資源化を促進するための自主的な活動に参加し、協力すること等により、一般廃棄物の減量及び資源化に努めなければならない。

2 市民は、商品を選択するに際しては、当該商品の内容及び包装、容器等を勘案し、一般廃棄物の減量及び資源化並びに生活環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めるとともに、商品の購入等に際しては、これを持ち運ぶための手提袋を持参すること等により、レジ袋（店舗、事業所等において、商品を持ち運ぶために、無償又は有償で譲渡されるプラスチック製の手提袋をいう。以下同じ。）の使用の抑制に努めなければならない。

(事業者が行う廃棄物の減量及び資源化)

第11条 事業者は、資源物の分別の徹底を図ること等により、事業系廃棄物の減量及び資源化に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保等、廃棄物の発生の抑制に必要な措置を講ずるとともに、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）、再生部品（同条第5項に規定する再生部品をいう。）及び再生品を利用するように努めなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、包装、容器等の過剰な使用を抑制するとともに、再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等を回収するための方策を講ずること等により、当該包装、容器等に係る廃棄物の減量及び資源化に努めなければならない。

4 事業者は、レジ袋の使用の抑制に努めなければならない。

第3章 廃棄物の適正処理

(家庭系廃棄物の定期収集)

第12条 土地又は建築物の占有者（占有者がいない場合には、管理者とする。以下「占有者等」という。）は、市が行う家庭系廃棄物の定期収集を受けようとするときは、家庭系廃棄物を収集する場所（以下「ごみ収集ステーション」という。）に当該家庭系廃棄物を排出しなければならない。ただし、占有者等が家庭系廃棄物をごみ収集ステーションに排出することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

2 占有者等は、家庭系廃棄物の排出に当たっては、当該家庭系廃棄物を分別するとともに、飛散し、又は流出しないように規則で定める方法により収納し、かつ、指定された日時に排出する等適正にこれを行わなければならない。

3 占有者等は、第15条第1項に規定する規則で定める家庭系廃棄物については、ごみ収集ステーションに排出してはならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(平30条例28・一部改正)

(ごみ収集ステーション)

第13条 ごみ収集ステーションを設置しようとするものは、あらかじめ市長に届け出るものとする。この場合において、ごみ収集ステーションを設置するに当たっては、規則で定める基準を遵守するものとする。

2 ごみ収集ステーションを使用する者は、相互に協力して、常に当該ごみ収集ステーションを清潔に保つよう努めなければならない。

(収集又は運搬の禁止等)

第14条 市長又は市長が指定した者以外の者は、ごみ収集ステーションに排出された家庭系廃棄物を収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、市長又は市長が指定した者以外の者が前項の規定に違反して、家庭系廃棄物を収集し、又は運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

3 市長は、前項の規定による命令を受けた者が、当該命令に従わないときは、当該命令に従わない者に意見を述べる機会を与えた上で、その事実を公表することができる。

(申込みによる戸別収集)

第15条 市長は、家庭系廃棄物のうち、ごみ収集ステーションでの収集に支障がある物で規則で定めるものについては、占有者等からの申込みにより戸別に収集を行う。

2 占有者等は、前項に規定する家庭系廃棄物を排出しようとするときは、規則で定める方法により適正にこれを行わなければならない。

(動物の死体)

第16条 占有者等は、当該土地又は建築物内の動物の死体を自ら処分することが困難なときは、速やかに市長に申し込まなければならない。

(事業系一般廃棄物の処理)

第17条 事業者は、事業系一般廃棄物を自らの責任において生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら処分しなければならない。

2 事業者は、事業系一般廃棄物を自ら処分することができないときは、市長が指定する場所に運搬しなければならない。

3 事業者は、事業系一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分することができないときは、一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる者に運搬させ、又は処分させなければならない。

(一般廃棄物の自己処理の基準)

第18条 占有者等又は事業者は、一般廃棄物を自ら処理するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第3条及び第4条の2に定める基準に準じて処理しなければならない。

(適正処理困難物の指定等)

第19条 市長は、製品、容器等が一般廃棄物となった場合において、市におけるその適正な処理が困難となる物を適正処理困難物として指定することができる。

2 市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、その回収等の措置を講ずるよう要請することができる。

(排出禁止物)

第20条 占有者等は、市が行う家庭系廃棄物の収集に際して、特別管理一般廃棄物に指定されている物及び次に掲げる物で規則で定めるものを排出してはならない。

- (1) 有害性物質を含む物
- (2) 危険性のある物
- (3) 著しく悪臭を発する物
- (4) 容積、重量又は長さが著しく大きい物
- (5) 資源化を促進することが必要と認められる物
- (6) 市で処理できない物
- (7) その他市の行う処理に著しい支障を及ぼすと認められる物

2 占有者等は、前項に規定する家庭系廃棄物を処分しようとするときは、市長の指示に

従わなければならない。

(市が処理する産業廃棄物)

第21条 法第11条第2項の規定により市が処理する産業廃棄物は、一般廃棄物と併せて処理することができる固形状のもので、一般廃棄物の処理に支障のない範囲内として規則で定めるものとする。

(搬入の許可)

第22条 市の設置した一般廃棄物処理施設に廃棄物を搬入しようとする者は、規則で定めるところにより市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者は、規則で定める受入基準に従わなければならない。

3 市長は、前項に規定する受入基準に従わない者に対し、第1項の許可を取り消し、又は当該廃棄物の搬入を拒否することができる。

(土地等の適正管理)

第23条 土地若しくは建築物の所有者又は占有者等は、当該土地又は建築物にみだりに廃棄物が捨てられることのないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 土地若しくは建築物の所有者又は占有者等は、当該土地又は建築物に一般廃棄物が捨てられたときは、当該一般廃棄物を撤去するよう努めるものとする。

3 土地若しくは建築物の所有者又は占有者等は、当該土地又は建築物を生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがある状態にしてはならない。

(土地等の適正管理に関する改善勧告)

第24条 市長は、前条第3項の規定に違反していると認める者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

第4章 事業用の建築物等における廃棄物の減量、資源化及び適正処理

(事業用の建築物の所有者等における減量、資源化及び適正処理)

第25条 事業用の建築物の所有者は、当該建築物から排出される事業系廃棄物の減量、資源化及び適正な処理に努めなければならない。

2 事業用の建築物の占有者は、当該建築物から生じる事業系廃棄物の減量、資源化及び適正な処理に関し、当該建築物の所有者に協力しなければならない。

(事業系一般廃棄物等の保管場所の設置)

第26条 事業用の建築物の所有者又は当該建築物を建築しようとする者(建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に規定する確認の申請又は同法第18条第2項に規定する計画の通知(以下「建築確認申請等」という。)を要する者をいう。以下同じ。)は、当該建築物又はその敷地内に、事業系一般廃棄物及び資源物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

2 事業用の大規模建築物で規則で定めるもの(以下「事業用大規模建築物」という。)を建築しようとする者は、当該事業用大規模建築物又はその敷地内に、規則で定める基準に従い、事業系一般廃棄物及び資源物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業用大規模建築物を建築しようとする者は、当該保管場所について、あらかじめ規則で定めるところにより市長と協議しなければならない。

(廃棄物管理責任者の選任)

第27条 事業用大規模建築物の所有者又は当該事業用大規模建築物の所有者以外で当該事業用大規模建築物の管理のすべてについて権限を有する者(以下「事業用大規模建築物の所有者等」という。)は、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量、資源化及び適正な処理に関する業務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。廃棄物管

理責任者を変更したときも、同様とする。

(減量等計画書の作成)

第28条 事業用大規模建築物の所有者等は、規則で定めるところにより、事業系一般廃棄物の減量、資源化及び適正な処理に関する計画書を作成し、市長に提出しなければならない。

(事業用大規模建築物に関する改善勧告)

第29条 市長は、事業用大規模建築物を建築しようとする者が第26条第2項の規定に違反していると認めるとき、又は事業用大規模建築物の所有者等が前2条の規定のいずれかに違反していると認めるときは、当該事業用大規模建築物を建築しようとする者又は当該事業用大規模建築物の所有者等に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(共同住宅等の建築に当たっての協議)

第30条 規則で定める共同住宅等を建築しようとする者又は建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者は、ごみ収集ステーションに関する事項について、あらかじめ規則で定めるところにより市長と協議しなければならない。

第5章 市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等

(縦覧等の対象となる施設)

第31条 法第9条の3第2項(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定による同条第1項に規定する調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果を記載した書類(以下「調査書」という。)の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設(以下「施設」という。)の種類は、次のとおりとする。

- (1) 政令第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設
- (2) 政令第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場

(平23条例8・一部改正)

(縦覧の場所及び期間)

第32条 市長は、前条各号に定める施設に係る生活環境影響調査をしたときは、調査書を公衆の縦覧に供する旨を告示し、規則で定める場所において告示の日から起算して30日間、当該調査書を縦覧に供するものとする。

(意見書の提出)

第33条 前条の規定により市長が調査書を縦覧に供したときは、当該施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、同条の公衆の縦覧に供する旨の告示の日から、同条に規定する縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日を経過する日までに生活環境の保全上の見地からの意見書を市長に提出することができる。

(環境影響評価との関係)

第34条 施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法(平成9年法律第81号)又は千葉県環境影響評価条例(平成10年千葉県条例第26号)に基づく環境影響評価(生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。)に係る公告、縦覧等の手続を経たものは、前2条に規定する手続を経たものとみなす。

(他の市町村との協議)

第35条 市長は、施設の設置に関する区域が次の各号のいずれかに該当するときは、当該区域を管轄する市町村の長に調査書の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について、協議するものとする。

- (1) 施設を他の市町村の区域に設置するとき。
- (2) 施設の敷地が他の市町村の区域にわたるとき。

- (3) 施設の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に本市の区域に属しない地域が含まれているとき。

第6章 市が設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の資格
(平24条例72・追加)

第36条 法第21条第3項の条例で定める資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。）
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあつた者
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学若しくは農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者として規則で定める者

(平24条例72・追加、平31条例14・一部改正)

第7章 廃棄物減量等推進審議会等

(平24条例72・旧第6章繰下)

(廃棄物減量等推進審議会)

第37条 一般廃棄物の減量、資源化及び適正な処理に関する事項その他市長が必要があると認める事項について、市長の諮問に応じ調査審議するため、法第5条の7第1項の規定により船橋市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、15人以内の委員をもって組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
 - (2) 事業者
 - (3) 廃棄物処理業者
 - (4) 民間団体の代表者
 - (5) その他市長が必要があると認める者
- 4 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(平24条例72・旧第36条繰下)

(廃棄物減量等推進員)

第38条 市長は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の減量、資源化及び適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、法第5条の8第1項の規定により船橋市廃棄物減量等推進員を委嘱する。

(平24条例72・旧第37条繰下)

第8章 手数料等

(平24条例72・旧第7章繰下)

(廃棄物の処理手数料)

第39条 市が行う廃棄物の処理に関し、占有者等又は事業者から徴収する手数料の額は、次に掲げるところにより算定した額（第2号から第5号までの手数料については、その額に100分の10を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を加えた額）とする。

- (1) 動物の死体の処理
 - ア 市が収集、運搬及び処分をするとき 1体につき 2,200円
 - イ 市長が指定する場所へ搬入をするとき 1体につき 1,100円
- (2) し尿の収集
 - ア 世帯構成人員に応じた排出量であると認められる一般家庭（定額制）
 - (ア) 回数割 2歳以上の者が3人以下の世帯は月1回及び4人以上の世帯は月2回まで1回につき 155円
 - (イ) 超過回数割 2歳以上の者が3人以下の世帯で月1回及び4人以上の世帯で月2回を超えるとき1回につき 310円
 - (ウ) 人头割 2歳以上の者1人1月につき 200円
 - イ 店舗、事業所、学校、寮、アパート等で定額制を採用することが不適当なもの（従量制）
 - (ア) 回数割 月2回まで1回につき 155円
 - (イ) 超過回数割 月2回を超えるとき1回につき 310円
 - (ウ) 処理量割 10リットルにつき 54円
- (3) 直接搬入の浄化槽汚泥の処理 180リットルにつき 45円
- (4) 事業活動に伴って生じた一般廃棄物（動物の死体、し尿及び浄化槽汚泥を除く。）又は第21条の規定により指定された産業廃棄物を市長が指定する一般廃棄物処理施設へ搬入をするとき 1キログラムにつき 20円
- (5) 家庭から排出される粗大ごみ（おおむね20リットル以上の大きさの固形物及び金属の塊で規則で定めるものをいう。）の処理
 - ア 市が収集、運搬及び処分をするとき 1キログラムにつき 34円を基準とし、品

目別に1,400円を超えない範囲で規則で定める額

イ 市の一般廃棄物処理施設に搬入をする場合

(ア) 1回の搬入が15キログラム未満のとき 150円

(イ) 1回の搬入が15キログラム以上のとき (ア)の額に15キログラム以上の部分について10キログラムにつき150円を加えた額

(平21条例12・一部改正、平24条例72・旧第38条繰下、平26条例1・平31条例1・一部改正)

(し尿の収集手数料の納期)

第40条 し尿の収集に係る手数料の納期は、次のとおりとする。

第1期(2月・3月分) 4月8日から5月末日まで

第2期(4月・5月分) 6月8日から7月末日まで

第3期(6月・7月分) 8月8日から9月末日まで

第4期(8月・9月分) 10月8日から11月末日まで

第5期(10月・11月分) 12月8日から翌年1月末日まで

第6期(12月・翌年1月分) 翌年2月8日から3月末日まで

2 市長は、特別な事情がある場合において前項の納期により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

(平24条例72・旧第39条繰下)

(手数料の減免)

第41条 市長は、災害その他特別の事情があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(平24条例72・旧第40条繰下)

第9章 雑則

(平24条例72・旧第8章繰下)

(報告の徴収)

第42条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、占有者等又は事業者その他必要があると認める者に対し、廃棄物の処理に関して必要な報告を求めることができる。

(平24条例72・旧第41条繰下)

(立入調査)

第43条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、占有者等又は事業者その他必要があると認める者の土地又は建築物に立ち入り、廃棄物の処理に関し必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(平24条例72・旧第42条繰下)

(委任)

第44条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平24条例72・旧第43条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例（以下「新条例」という。）第26条の規定はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に建築確認申請等又は建築基準法第6条の2第1項の確認済証の交付に係る申請（以下「指定確認検査機関への申請」という。）をする者について適用し、新条例第30条の規定は施行日以後に建築確認申請等若しくは指定確認検査機関への申請（施行日前の同法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定に係る申請に係る施行日以後の建築確認申請等又は指定確認検査機関への申請を除く。）をする者又は同号に規定する道路の位置の指定に係る申請をする者について適用する。

（経過措置）

- 3 この条例の施行の際現に改正前の船橋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下「旧条例」という。）第6条第1項の規定により置かれている船橋市廃棄物減量等推進審議会は、施行日において新条例第36条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例第6条第3項の規定により委嘱されている船橋市廃棄物減量等推進審議会の委員である者は、施行日において新条例第36条第3項の規定により審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、施行日におけるその者の審議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。
- 5 この条例の施行の際現に行われている旧条例第16条の規定による届出（粗大ごみ又はし尿に係るものに限る。）は新条例第15条第1項の申込みと、旧条例第16条の規定による届出（動物の死体に係るものに限る。）は新条例第16条の規定による申込みとみなす。
- 6 この条例の施行の際現に旧条例第17条第1項の規定により許可を受けている者は、施行日に新条例第22条第1項の規定により許可を受けたものとみなす。この場合において、当該許可を受けたものとみなされる者に係る許可の有効期間は、施行日におけるその者に係る旧条例第17条第1項の規定による許可の有効期間の残存期間と同一の期間とし、同条第2項の規定により付された条件は、なおその効力を有する。
- 7 施行日前の旧条例第19条の廃棄物の処理に係る手数料については、なお従前の例による。
- 8 施行日前の旧条例第20条第1項のし尿の収集に係る手数料の納期については、なお従前の例による。
- 9 この条例の施行の際現に旧条例第21条の規定により受けている手数料の減免の決定は、平成20年12月31日までの間は、施行日において新条例第40条の規定により受けた手数料の減免の決定とみなす。
- 10 この条例の施行の際現に受けている新条例第12条第1項の家庭系廃棄物の定期収集に相当するものに係る当該家庭系廃棄物の収集場所は、新条例第13条第1項の規定による届出を行ったごみ収集ステーションとみなす。

附 則（平成21年3月31日条例第12号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に搬入された事業活動に伴って生じた廃棄物の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月31日条例第8号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月28日条例第72号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日条例第1号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

27 第34条の規定による改正後の船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例の規定は、施行日以後のし尿の収集に係る手数料及び施行日以後に納付される粗大ごみに係る手数料について適用し、施行日前のし尿の収集に係る手数料及び施行日前に納付された粗大ごみに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月30日条例第28号）

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日条例第1号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

30 第32条の規定による改正後の船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例の規定は、施行日以後のし尿の収集に係る手数料及び施行日以後に納付される粗大ごみに係る手数料について適用し、施行日前のし尿の収集に係る手数料及び施行日前に納付された粗大ごみに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月29日条例第14号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。